

平成24・25年度  
豊田市競争入札参加資格  
審査申請要領  
(建設工事)

平成24・25年度において、豊田市・豊田市上下水道局・逢妻衛生処理組合・豊田市土地開発公社が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加を希望される方は、本要領によりあいち電子調達共同システム(CALS/EC)を用いて、豊田市に申請してください。

## 《はじめに》

建設工事の一般競争入札及び指名競争入札に参加するには、入札参加について資格審査を受けなければなりません。

資格審査を希望される方は、適正な申請をしていただきますようお願いします。

以下、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）（以下、「電子調達システム（CALS／EC）」という。）による入札参加資格審査申請（以下、「電子申請」という。）手続きについて定めます。

### 1 申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）に該当しないこと。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- (2) 国税、愛知県税及び豊田市税が未納でないこと。
- (3) 豊田市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務および事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当しないこと。
- (4) 競争入札参加資格審査申請又は添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をした者、又は記載しない者でないこと。
- (5) 資格審査を希望する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けていること。
- (6) 資格審査を希望する業種について、次の経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。

#### ①「定時受付」に電子申請される方

審査基準日（決算日）が平成22年7月1日から平成23年6月30日の間にあるもの。

ただし、決算期の変更等により審査基準日（決算日）が上記期間に該当しない場合には、申請時に変更後の審査基準日における経営事項審査の総合評定値の通知があるときに限り、この要件を満たしているものとします。

また、平成23年4月1日の経営事項審査制度の改正に伴う再審査を受けている場合は、再審査後の結果通知を採用し、受けていない場合のみ従前の結果通知を採用します。

#### ②「随時受付」に電子申請される方

申請日からさかのぼって1年7か月以内の日を審査基準日とするもの。

定時受付と同様に、平成23年4月1日の経営事項審査制度の改正に伴う再審査を受けている場合は、再審査後の結果通知を採用し、受けていない場合のみ従前の結果通知を採用します。

(7) 健康保険及び厚生年金保険、雇用保険に加入している者であること（適用除外である者を除く）。

## 2 電子申請の方法

(1) 電子申請を行おうとする方は、電子調達システム（CALS/EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

(2) 電子申請は、支店等の有無にかかわらず、**電子入札コアシステムに対応した民間認証局が発行する本店（建設業法上の主たる営業所）の代表者名義のICカード**で行ってください。

(3) 契約を締結する営業所は、1自治体に対し1営業所に限ります。

契約を締結する営業所は、建設業法上の営業所としての設置の許可及びその営業所における業種の許可が必要です。（建設業許可申請書の別表を参照してください。）

(4) 電子申請においては、画面上の注意、申請者操作手引書及び「電子申請上の注意点」に従ってください。

(5) 電子申請後、速やかに代表審査自治体及び申請先自治体に別送書類を送付してください。

申請先自治体が必要とする別送書類は、2（1）に記載したポータルサイトから確認できます。

## 3 受付期間

(1) 定時受付

平成24年1月4日（月）～平成24年2月15日（月）

平日（日曜日及び土曜日、祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで

(2) 随時受付

平成24年4月2日（月）～平成26年1月31日（金）

平日（日曜日及び土曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時まで

※平成24年4月11日（水）から平成24年5月2日（水）の期間は、システム更新のため、入札参加資格申請の受付を一時停止します。受付の再開は、平成24年5月7日（月）からとなります。

## 4 別送書類

電子申請によるデータ送信後、以下の書類を各1部、所定期日までに提出してください。

別送書類（各種証明書等）は、申請日において**発行日より3か月以内のもの**とします（鮮明であれば写し可）。

(1) 豊田市に提出する書類

別表「別送書類一覧」のとおり。

(2) 提出期日

① 定時受付

データ送信日から7日以内必着。（ただし、最終提出期限は、平成24年2月20日（月）必着。）

② 随時受付

データ送信日から7日以内。

※平成24年4月11日（水）から平成24年5月2日（水）の期間は、システム更新のため、入札参加資格申請の受付を一時停止します。受付の再開は、平成24年5月7日（月）からとなります。

※上記①、②の提出期日の最終日が休日（日曜日及び土曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日）に当たる場合は、その日以後の最初の平日とします。

ただし、定時受付時においては、最終提出期限は平成24年2月20日（月）必着とします。

(3) 提出先

〒471-8501

愛知県豊田市西町3-60

豊田市役所 総務部契約課

TEL (0565) 34-6616

FAX (0565) 34-6789

Eメール keiyaku@city.toyota.aichi.jp

## 5 資格審査

(1) 資格審査は、前記「1 申請者の要件」を満たしていることを確認します。

(2) 豊田市内に建設業法上の主たる営業所（以下「本店」という。）を有する方については、別紙1「豊田市総合点の算定について」に基づき、希望する登録業種ごとに審査を行い、総合評定値に豊田市発注者別評価点を加算した豊田市総合点を算定します。

(3) 土木、建築等の等級区分を設定している業種については、その総合評定値からいずれかの等級に格付けします（ただし、豊田市内に本店を有する方は、豊田市総合点からいずれかの等級に格付けします）。

## 6 資格の有効期限

電子申請による入札参加資格の有効期限は次のとおりとします。

ただし、平成26年4月1日以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前に入札参加資格は、なおその効力を有します。

(1) 定時受付

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで有効とします。

(2) 随時受付

入札参加資格を決定した日から平成26年3月31日まで有効とします。

豊田市における入札参加資格の決定は、申請データ受領日を含む週から起算して3週間後の月曜日となります。ただし、申請内容又は別送書類等に不備がある場合は、補正等が完了した日を含む週から起算して3週間後の月曜日以降となります。

## 7 会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱いについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた方であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始決定を受けた方は、再度の入札参加資格申請をし、認定を受ける必要があります。

## 8 グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査における結果に基づく入札参加資格の取扱いについて

平成20年国土交通省告示第85号附則四又は六の規定に基づき国土交通大臣が企業集団として認定した場合には、当該企業集団の代表建設業者として経営事項審査の結果の通知を受けた方は、当該企業集団の代表建設業者として再登録を受けることができます。

その場合、当該企業集団に属する代表建設業者以外の建設業者が現に登録されているときは、当該建設業者の登録を取り消すこととなります。

## 9 電子申請による入札参加資格決定後における登録内容の変更について

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに電子申請により変更の手続きを行ってください。

ただし、定時受付に係る変更手続きは、平成24年4月2日からとなります。

## 10 その他

- (1) 電子申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は入札参加停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。
- (2) 電子申請後、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求められることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。  
また、証明書面は、入札参加資格の有効期間中は保管しておいてください。
- (3) 入札参加資格者名簿及び入札結果をウェブサイトで公表する予定ですのであらかじめご了承ください。
- (4) 公共工事を直接官公庁から受注しようとする方は、この入札参加資格審査申請とは別に、経営事項審査を毎年速やかに受ける必要があります。経営事項審査を受けていない場合、入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

## 別表 別送書類一覧

別送書類の提出期限は、要領4（2）により提出期限が定められています。

なお、申請先自治体間で必要となる別送書類が違う場合もありますので、電子申請を行う前に事前に別送書類を用意してください。

番号	書類名	対象	摘要
(1)	・納税証明書(国税) (未納の税額がないことの証明。鮮明であれば写し可)	豊田市を代表審査自治体とする者	1 法人事業者は「法人税」、「消費税及び地方消費税」(その3の3) 2 個人事業者は「所得税」、「消費税及び地方消費税」(その3の2) ※未納の税額がないことが証明されている場合は、その3でも可
(2)	・納税証明書(愛知県税) (未納の税額がないことの証明。鮮明であれば写し可)	豊田市を代表審査自治体とする者	1 法人事業者は「法人県民税」、「法人事業税(地方法人特別税を含む)」、「自動車税」 2 個人事業者は「個人事業税」、「自動車税」
(3)	・納税証明書(豊田市税)又は「豊田市税の納税義務がないことの申出書」 (未納の税額がないことの証明。納税証明書(豊田市税)は鮮明であれば写し可)	全ての申請者	豊田市役所市民課、支所、出張所、駅西口サービスセンターで発行。証明の種類は「完納証明」。 豊田市内に事業所がない方等で納税証明書が受けられない場合は様式第1号「豊田市税の納税義務がないことの申出書」を提出。
(4)	・経営事項審査結果通知書の写し	豊田市内に本店を有する者	1 定時受付の場合は、審査基準日が平成22年7月1日から平成23年6月30日の間にある、資格審査を希望する業種の経営事項審査結果通知書の写し 2 随時受付の場合は、申請日からさかのぼって1年7か月以内の日を審査基準日とする、資格審査を希望する業種の経営事項審査結果通知書の写し
(5)	・専任技術者証明書の写し	豊田市内に本店を有する者	申請日現在において有効な、資格審査を希望する業種の専任技術者証明書(様式第八号(2)(建設業法第3条関係))の写し

(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（※1） （鮮明であれば写し可）</li> </ul>	全ての申請者	<p>審査基準日が平成22年7月1日から平成23年6月30日までの経営事項審査結果通知書において確認する。「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「適用除外」となっている方は、提出不要。ただし、「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」欄が「無」となっている方は、（※1）に記載の書類を提出</p>
(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用保険に加入していることが確認できる書類（※2） （鮮明であれば写し可）</li> </ul>	全ての申請者	<p>審査基準日が平成22年7月1日から平成23年6月30日までの経営事項審査結果通知書において確認する。「雇用保険加入の有無」欄が「有」又は「適用除外」となっている方は、提出不要。ただし、「雇用保険加入の有無」欄が「無」となっている方は、（※2）に記載の書類を提出</p>
(8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術職員名簿（※3）</li> <li>経歴書</li> <li>法令による免許等の写し</li> <li>健康保険証等、直接的かつ恒常的な雇用関係の確認できる書類の写し</li> </ul>	豊田市内に本店を有する者	<ol style="list-style-type: none"> <li>様式第3号「技術職員名簿」（ホームページからダウンロード）を提出（経営事項審査申請書の別紙二（技術職員名簿）の写しも可。ただし、申請時に変更がある場合は、加除修正したもの。軽微な変更であれば追加又は2本線で加筆・修正して構いません）</li> <li>技術者名簿に記載した技術職員の経歴書（様式第4号「技術職員経歴書」（ホームページからダウンロード））、法令による免許等の写し、健康保険証等、直接的かつ恒常的な雇用関係の確認できる書類の写しを併せて提出</li> </ol>
(9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊田市総合点の算定に必要な書類</li> </ul>	豊田市内に本店を有する者	別紙1「豊田市総合点の算定について」を参照

(※1) 健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類について

審査基準日が平成22年7月1日から平成23年6月30日までの経営事項審査結果通知書において、「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」欄が「無」となっているが、申請日現在において加入している方は、次のいずれかの書類を提出してください。

- ① 直近1か月分の社会保険料の領収書の写し
- ② 健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書の写し
- ③ 標準報酬月額決定通知書の写し
- ④ 社会保険料納入通知書
- ⑤ 健康保険・厚生年金新規適用届（事業主控）の写し（納入実績がない場合）
- ⑥ 届出の義務がない場合は、様式第2号「健康保険及び厚生年金保険、雇用保険の届出義務がないことの申出書」

(※2)

審査基準日が平成22年7月1日から平成23年6月30日までの経営事項審査結果通知書において、「雇用保険加入の有無」欄が「無」となっているが、申請日現在において加入している方は、次のいずれかの書類を提出してください。

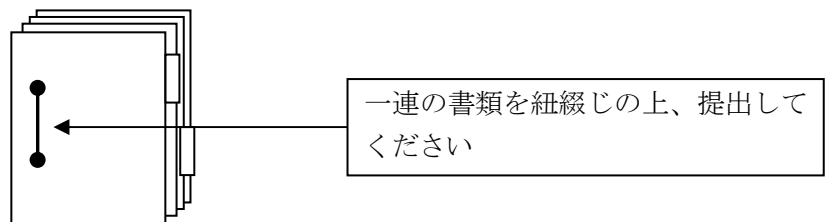
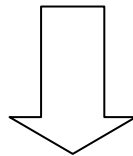
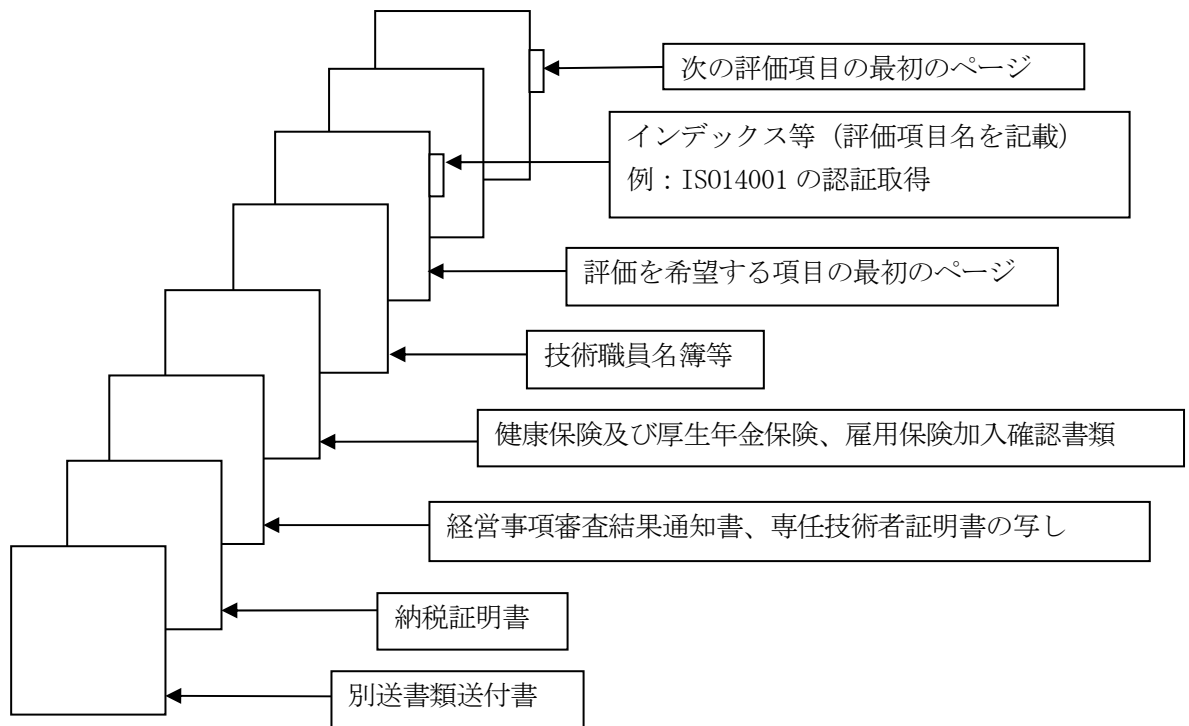
- ① 直近の雇用保険料の領収書の写し（分割納付の場合は直近の1回分）
- ② 労働保険概算保険料申告書（事業主控）の写し
- ③ 雇用保険適用事業所設置届（事業主控）の写し
- ④ 労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険事務組合発行の保険料の領収書の写し
- ⑤ 公共職業安定所の発行する労働保険概算保険料の納入証明書
- ⑥ 届出の義務がない場合は、様式第2号「健康保険及び厚生年金保険、雇用保険の届出義務がないことの申出書」

(※3) 技術職員名簿について

提出した技術職員名簿に変更があった場合は、書面で技術職員変更届を提出してください。様式は豊田市のホームページに掲載しています。

(※4) 別送書類提出時の注意事項について

- ・電子申請によるデータ送信後に出力される別送書類送付書を表紙とし、必要書類を提出してください（8ページ参照）。
- ・豊田市総合点の算定に必要な書類については、評価項目ごとにひとまとめにし、最初のページにはそれぞれインデックス等を貼り付け、評価対象項目名を記入してください。なお、必要書類は紐綴じして提出し、評価を希望しない項目については、提出しないでください。



## 【電子申請上の注意点】

- 1 電子申請を行う前に、申請先自治体の申請項目、別送書類の種類をご確認ください。また、電子調達システム（CALS/E C）の利用に際しては、あいち電子調達共同システム（CALS/E C）利用規約をご確認のうえ、同意していただく必要があります。

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

- 2 各申請項目は、電子調達システム（CALS/E C）に掲載の操作手引書、画面上の指示及び本要領に従って入力してください。

- 3 審査（格付）状況は次のとおり照会することができます。

○電子調達システム（CALS/E C）にアクセスして審査（格付）の進捗状況を参照することができます。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会／補正」 → 「申請状況照会／補正申請／取下申請」（参照する際には、I Cカードが必要です。）

なお、別送書類及び電子申請内容に不備等がある場合には、補正指示が出されている場合があります。データ送信後、必ず、審査（格付）の進捗状況を確認してください。

- 4 審査（格付）結果は次のとおり照会することができます。

○電子調達システム（CALS/E C）にアクセスして格付結果を参照することができます。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会／補正」 → 「格付結果照会」

（参照する際には、I Cカードが必要です。）

なお、定時申請の場合は、平成24年4月2日から参照可能です。

- 5 電子調達システム（CALS/E C）の操作について不明な点がある場合は、ヘルプデスクにお問合わせください。

電 話 0120-059-399

受付時間 平日（日曜日及び土曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## 【申請項目について】

### 1 申請者情報入力

(操作手引書 → 入札参加資格審査申請 → 5-1 建設工事新規申請 → 5-1-3～)  
画面上の指示、操作手引書及び「申請項目一覧」に従って入力してください。

### 2 契約営業所入力

(操作手引書 → 入札参加資格審査申請 → 5-1 建設工事新規申請 → 5-1-8～)  
画面上の指示、操作手引書及び「申請項目一覧」に従って入力してください。

#### (1) 経営事項審査

電子申請においては、経営事項審査結果について次のとおりチェックを行っておりますので、申請にあたっては十分ご注意ください。入力内容に誤りがあった場合に、電子申請が受け付けられない場合があります。

- ① 経営事項審査基準日が、電子による申請日から1年7か月以内か。
- ② 建設業許可番号と審査基準日に誤りがないか。
- ③ 資格審査を希望する業種について、経営事項審査の総合評定値の通知を受けているか。

#### (2) 資格審査を希望する業種

建設業法に規定する28業種から、5業種以内で希望する順番に入力してください。また、専門工事を希望する場合は、別表3を参考に希望する業種を入力してください。

### 3 共通情報入力

(操作手引書 → 入札参加資格審査申請 → 5-1 建設工事新規申請 → 5-1-30～)  
画面上の指示、操作手引書及び「申請項目一覧」に従って入力してください。

### 4 個別情報入力

(操作手引書 → 入札参加資格審査申請 → 5-1 建設工事新規申請 → 5-1-32～)  
「申請項目一覧」で不要とされる項目が表示される場合は、豊田市の他の自治体が必要とする項目です。それぞれの申請先自治体の申請要領等で確認してください。

## 《申請項目一覧》

※画面上の申請書フォームでは下記の項目について、自動判定のため表示されないことがあります。  
これらの項目以外にも、選択・入力が必要な場合があります。

許可番号等	
業者統一番号	
申請時建設業許可番号	※一般建設業と特定建設業を共に保有している方は、「特定」を入力してください。
旧の建設業許可番号	
経営事項審査基準日	
申請者（建設業法上の主たる営業所）	
郵便番号	
所在地	
商号又は名称（フリガナ）	
商号又は名称（漢字）	
代表者職氏名（役職）	
代表者職氏名（氏名）	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス	
委任行為の有無	
連絡先（代行者を含む）	
部署名	
担当者名	
直通電話番号	
E-mailアドレス	
契約営業所	
郵便番号	
所在地	
契約営業所名（フリガナ）	
契約営業所名（漢字）	
代表者職氏名（役職）	
代表者職氏名（氏名）	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス	
営業年数	

契約を締結する営業所を本店（本社）以外とする場合の委任事項		
委任期間		
契約を締結する営業所の許可業種		
< 28業種 >		
資格審査を希望する業種（5業種以内で資格審査を希望する順位を入力）		
< 28業種 >より選択		※豊田市はこのフォームを使用します。
< 専門工事がある場合は選択 >		
資本金等		
資本金		
営業年数		
建設業労働災害防止協会	加入区分	※労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）に基づき設立された団体への加入又は未加入を入力してください。 （照会先：建設業労働災害防止協会愛知県支部 〔電話052-242-4441〕）
	会員番号	
	交付年月日	
建設業退職金共済制度	加入区分	※中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づき創設された勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業への加入又は未加入を入力してください。 （照会先：建設業退職金共済事業本部愛知県支部 〔電話052-243-0871〕）
	共済契約者番号	
	証明書番号	
I S O 認証取得状況		
I S O 9 0 0 0 s	認証区分	※申請日現在においてIS09001, 9002、IS014001のいずれかについて、（公財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関からの認証又は未認証を入力してください。
	認証番号	
I S O 1 4 0 0 1	認証区分	
	認証番号	
常勤職員数		
合計		※申請日現在において常時雇用している従業員の数を入力してください。なお、「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいいます。
技術職員		
事務職員		
その他職員		

有資格者技術職員数等			
建設機械施行技士	1 級		※申請日現在における有資格者数を入力してください。なお、資格者の人数は、会社全体での資格者数とし、1人で何種類も資格のある方については、該当する資格の欄すべてに入力してください。ただし、1級〇〇・2級〇〇については上位のもののみを入力してください。
	2 級		
土木施工管理技士	1 級		
	2 級	土木	
		鋼構造物塗装	
薬液注入			
建築施工管理技士	1 級		
	2 級	建築	
		躯体	
仕上げ			
電気工事施工管理技士	1 級		
	2 級		
管工事施工管理技士	1 級		
	2 級		
造園工事施工管理技士	1 級		
	2 級		
建築士	1 級		
	2 級		
技術士（技術士法による資格）		※技術士法に定められた技術士を指し、「技能士」とは異なります。	
その他の技術者		※建設業法で規定する主任技術者になりうる方を指します。	
合計		※該当する資格の延べ数を入力してください。	
実人員		※実際の資格取得者数を入力してください。	
監理技術者資格者証所持者数			
土木	※申請日現在における監理技術者資格者証所持者を業種別に入力してください。なお、資格者証所持者の人数は、会社全体での資格者数とし、1人で何種類も資格を有する方については、該当する資格の欄すべてに入力してください。		
建築			
管			
鋼構造物			
舗装			
電気			
造園			
その他			
合計	※該当する資格の延べ数を入力してください。		
実人員	※実際の資格取得者数を入力してください。		

障がい者雇用率達成状況	
障がい者雇用率達成状況	※障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく身体障がい者又は知的障がい者の雇用義務を達成し、同法第43条第7項に規定する厚生労働大臣（管轄公共職業安定所）への報告をしている場合、又は、同法に基づく報告義務のない方で身体障がい者又は知的障がい者（障がい者雇用率制度上における障がい者の範囲に該当する方に限る）を雇用している場合は、「達成」を選択、そうでない場合は「未達成」を選択してください。
労働者災害補償保険の加入状況	※労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労災給付に加入している場合は、「加入」を選択、そうでない場合は「未加入」を選択してください。
外資状況	
(1) 外国籍会社	※豊田市は不要
(2) 日本国籍会社	※豊田市は不要
(3) 日本国籍会社	※豊田市は不要
適格組合証明	
適格組合証明	※豊田市は不要
グループ経審	
認定通知年月日	※豊田市は不要
企業集団に属する企業の商号又は名称	※豊田市は不要
建設業の許可番号	※豊田市は不要
専門工事实績内容	
希望業種コード1	※希望する業種のうち、「【コード一覧】別表4 専門工事コード」にある専門工事について、電子申請日から過去10年間に完了の工事（官公庁・民間実績、元請・下請を問いません）がある場合に、専門工事コード1つにつき契約金額が最高のものを1つだけ入力してください。
専門工事コード1	
注文者1	
元請・下請区分1	
工事名1	
工事概要1	
請負代金の額1	
着工年月1	
完成年月1	
<以下同様に50件まで>	
税の未納のないことの確認	
未納の有無	
納税状況の確認についての同意	
確認の有無	
課税番号（豊田市分）	※入力する必要はありません。
契約を締結する営業所	
申請先自治体との指名実績	※豊田市は不要
申請先自治体との契約実績	※豊田市は不要

## 【コード一覧】

別表1 国土交通省・都道府県知事コード

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表2 「契約を締結する営業所の許可業種」及び「資格審査を希望する業種」の略号

略号	業 種 名	略号	業 種 名	略号	業 種 名
土	土木工事業	鋼	鋼構造物工事業	絶	熱絶縁工事業
建	建築工事業	筋	鉄筋工事業	通	電気通信工事業
大	大工工事業	舗	舗装工事業	園	造園工事業
左	左官工事業	しゅ	しゅんせつ工事業	井	さく井工事業
と	とび・土工工事業	板	板金工事業	具	建具工事業
石	石工事業	ガ	ガラス工事業	水	水道施設工事業
屋	屋根工事業	塗	塗装工事業	消	消防施設工事業
電	電気工事業	防	防水工事業	清	清掃施設工事業
管	管工事業	内	内装仕上工事業		
夕	タイル・れんが・ブロック工事業	機	機械器具設置工事業		

別表3 専門工事を希望する業種の略号（他の自治体では異なる場合があります）

業 種 名	工 事 内 容	略号
とび・土工・コンクリート工事業	フェンス設置工事 道路標識工事 法面保護工事 解体工事	フ 標 法 解
電気工事業	太陽光発電設備工事	太
管工事業	空気調和設備工事 給排水衛生設備工事 浄化槽設備工事	空 給 浄
鋼構造物工事業	鋼橋上部工事	鋼
舗装工事業	アンツーカー工事 クレイコート工事	ア ク
塗装工事業	路面標示工事	路
機械器具設置工事業	エレベーター工事 ポンプ据付工事	エ ポ
電気通信工事業	L A N設備工事	L

別表4 専門工事コード

希望業種		専門工事	
コード	業種名	コード	工事内容
01	土木工事業	001	下水道開削工法
		002	下水道シールド工法
		003	下水道推進工法
		004	道路工事
		005	橋梁下部工（橋台・橋脚）工事
		006	鉄筋コンクリート橋工事
		007	木橋工事
		008	河川工事
		009	電線共同溝
		010	治山工事
		011	PC
02	建築工事業	001	木造建築工事
		002	鉄骨造建築工事
		003	鉄筋コンクリート造建築工事
		004	鉄骨鉄筋コンクリート造建築工事
		005	プレハブ建築工事
05	とび・土工工事業	001	地すべり防止工事
		002	地盤改良工事（薬液注入工法）
		003	地盤改良工事（ボーリンググラウト工法）
		004	フェンス設置工事（防球網設置工事含む）
		005	道路標識工事
		006	防護柵工事
		007	視線誘導標工事
		008	反射鏡工事
		009	道路鋸工事
		010	遮音壁工事
		011	法面保護工事
		012	解体工事
		013	落石防止工事
08	電気工事業	001	建築電気設備工事
		002	道路照明等設置工事
		003	太陽光発電設備工事
09	管工事業	001	空気調和設備工事
		002	給排水衛生設備工事
		003	浄化槽設備工事
		004	管内更生工事
11	鋼構造物工事業	001	鋼橋上部工事
		002	河川用水門扉工事
		003	歩道橋工事
		004	樋門・樋管扉工事
		005	橋梁耐震補強工事
13	舗装工事業	001	アンソーカー工事
		002	クレイコート工事
		003	透水性舗装工事

希望業種		専門工事	
コード	業種名	コード	工事内容
17	塗装工事業	001	建物塗装工事
		002	橋梁塗装工事
		003	路面標示工事
18	防水工事業	001	アスファルト防水
		002	モルタル防水
		003	塗膜防水
		004	シート防水
		005	目地防水
19	内装仕上げ工事業	001	インテリア工事
		002	畳工事
20	機械器具設置工事業	001	エレベーター工事
		002	ポンプ据付工事
		003	舞台装置設置工事
22	電気通信工事業	001	TV電波障害防除設備工事
		002	無線通信設備工事
		003	有線通信設備工事
		004	情報提供設備工事
		005	画像設備工事
		006	情報処理設備工事
		007	LAN設備工事
23	造園工事業	001	公園整備工事
25	建具工事業	001	サッシ工事
		002	シャッター工事
		003	木製建具工事
26	水道施設工事業	001	取水施設工事
		002	浄水施設工事
		003	配水施設工事
		004	下水道処理施設工事
		005	導水施設工事
27	消防施設工事業	001	泡消火設備工事
		002	二酸化炭素消火設備工事
		003	粉末消火設備工事
		004	スプリンクラー設備工事
		005	自動火災報知設備工事
		006	非常警報設備工事
28	清掃施設工事業	001	焼却炉工事
		002	溶融炉工事
		003	省資源化リサイクル施設工事
		004	粗大ごみ処理施設工事
		005	高速堆肥化施設工事
		006	汚水処理施設工事
		007	管理型処分場工事

豊田市税の納税義務がないことの申出書

次の豊田市税について納税義務はありません。

○法人事業者の場合

「法人市民税」、「固定資産税・都市計画税」、「事業所税」、及び「軽自動車税」

○個人事業者の場合

「個人市民税」、「固定資産税・都市計画税」、「事業所税」、「軽自動車税」  
及び「国民健康保険税」

豊田市長 様

平成 年 月 日

[本店]

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(印)

代表者印を必ず押印してください。

[契約営業所]

- 本店 }  
 支店等 }

いずれかにチェックしてください。本店の場合、以下の記載は不要で

所在地

営業所名

健康保険及び厚生年金保険、雇用保険の届出義務がないことの申出書

平成 年 月 日

豊田市長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 (印)

下記理由により、健康保険及び厚生年金保険、雇用保険の届出義務がないことを申出します。

【健康保険及び厚生年金保険】

- 従業員5人未満の個人事業所であるため。
- 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

平成 年 月 日、関係機関 ( ) に問い合わせを行い判断しました。

【雇用保険】

- 暫定任意適用事業に該当する個人事業主であるため。
- 役員みの法人であるため。
- 使用する労働者の全てが65歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。
- 使用する労働者の全てが、別表の「被保険者にならない者」に該当するため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

平成 年 月 日、関係機関 ( ) に問い合わせを行い判断しました。

別表 雇用保険の被保険者になる者・ならない者の具体例

区分	被保険者になる者	被保険者にならない者
季節的に雇用される者	<p>右記以外の季節的に雇用される者                      なお、4か月以内の期間を定めて雇用されたが、その期間を超えて雇用された場合は、定められた期間を超えた日から被保険者になります。</p>	<p>季節的に雇用される者であって、4か月以内の期間を定めて雇用される者及び1週間の所定労働時間が30時間未満である者は、被保険者になりません。                      ※4か月以内：例えば12月1日～3月31日は4か月以内に該当</p>
船員	<p>右記以外の船員で適用事業に雇用される船員</p>	<p>特定漁船以外の漁船に乗り込む船員（1年を通じて船員として雇用される場合を除く）</p>
昼間学生	<p>卒業見込証明書を持っている者で、卒業前に就職し、卒業後も引き続きその事業主に雇用される者及び休学中の者、事業主の命により雇用関係を存続したまま大学院に在学する者は、被保険者になります。</p>	<p>昼間学生が夜間において就労しても被保険者になりません。</p>
二以上の適用事業主に雇用される者	<p>その者が生計を維持するのに必要な主たる資金を受ける事業主のもとにおいて被保険者になります。</p>	
長期欠勤者	<p>賃金の支払いがなくても、雇用関係が存続する限り被保険者になります。</p>	
在日外国人	<p>外国公務員及び外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者を除き、国籍（無国籍を含む）のいかんを問わず被保険者になります。</p>	
法人の代表者 法人の役職員	<p>原則として被保険者になりませんが、役員のうち部長・支店長・工場長等従業員としての身分があり（兼務役員）、給料支払等の面からみて労働者の性格が強く、雇用関係が明確に存続している場合は、被保険者になります。</p>	<p>会社・団体を代表する者は被保険者になりません。                      また、左記の要件を満たしていない者も被保険者になりません。</p>

生命保険会社等の外務員	職務内容、サービスの態様、給与の算出方法等の実態により判断して雇用関係が明確な場合は、被保険者になります。	左記の要件を満たしていない者は被保険者になりません。
事業主と同居の親族	原則として被保険者になりませんが、次のいずれにもあてはまる場合は、被保険者になります。 ①業務を行うにつき事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。 ②就業の実態がその事業所の他の従業員と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。 具体的には始業・就業の時刻、休憩時間、休日、休憩及び賃金の決定・計算及び支払方法、締切・支払いの時期が明確に定められ、その管理が他の従業員と同様になされていること。 ③事業主と利益を一にする地位（取締役等）にないこと。	左記の要件を満たしていない者は被保険者になりません。
国外で就労する者	事業主の命により日本国の領域外にある適用事業主の支店、出張所等に転勤した者及び日本国の領域外の他の事業主の事業に出向し、雇用された場合で、国内の出向元事業主との雇用関係が継続している者	現地で採用された者
外国人技能実習生	技能実習期間の3年のうち、講習による知識取得活動が終了し、雇用契約に基づく技能等習得活動に移行した場合は受入先の事業主との雇用関係が生じるので被保険者となります。（平成22年7月1日入管法改正）	技能実習期間の3年のうち、講習による知識取得活動の期間は被保険者になりません。
授産施設の作業員		原則として授産施設の作業員（職員は除く。）は被保険者になりません。
在宅勤務者	指揮監督系統及び拘束時間等、勤務管理、報酬の労働対償性が明確で、他の労働者との就業規則等の諸規定が適用される者又は在宅勤務者に関する特別な就業規則等が適用される場合であって、労働条件、福利厚生が他の労働者とおおむね同等以上の者	

（出典）愛知労働局発行「雇用保険のしおり（平成23年10月）」

## 技 術 職 員 名 簿

業者統一番号		商号又は名称	
--------	--	--------	--

番号	氏 名	生 年 月 日	有 資 格 者 区 分 コ ー ド												実務経験者 担当業種コード				監理技術者 資格者証交付番号			
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						

(注1) 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者のみ記入してください。  
 (注2) 有資格者区分コードについては、建設業法施行規則別表四（経営事項審査申請における「経営事項審査申請等の手引」を参照）により記入してください。  
 (注3) 実務経験者担当業種コードについては、建設業法に規定される28業種を記入してください。

## 技術職員経歴書

入札参加資格審査申請用

氏 名	生年月日	職 種	年 月 日
現 住 所			
最 終 学 歴 (学部・学科)			年 月卒業
資 格 ・ 免 許			年 月取得

### 職 歴 (最終学歴卒業後)

年 月	
年 月	
年 月	

### 工事経歴 (過去10年の主な工事名とその業種)

	工 事 名	業 種
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		

上記のとおり相違ありません。(本人自筆)

平成 年 月 日

氏 名

(印)

※技術職員経歴書の工事経歴は、各業種について1部提出のこと。

問合わせ先

〒471-8501

愛知県豊田市西町3-60

**豊田市役所 総務部 契約課**

TEL (0565) 34-6616 (直通)

FAX (0565) 34-6789

Eメール keiyaku@city.toyota.aichi.jp

ホームページ <http://www.city.toyota.aichi.jp/>

豊田市は、ISO14001の認証取得、国等による環境物品等の推進に関する法律（グリーン購入法）に基づいた調達等により、率先して環境保全と改善の取組を進めています。

納入や請負等の際には、環境保全活動へのご理解とご協力をお願いします。